

## 取引関係を結ぶための運動費用

**Q** : このたび、A社の下請会社になるための費用を支出しましたが、この費用はどのように扱われますか？

**A** : 取引関係を結ぶための費用は、その支出の相手によって処理が変わります。

### 【解説】

① 第三者又は相手会社の従業員に対する支出  
 会社が、特定会社の下請工場や特約店、代理店等になるため、第三者に運動費用として金品を支出したり、その従業員に対してうまく取り計らってもらうための謝礼などを支出する場合がありますが、このような費用は、原則として、交際費に該当します。

また、会社が、特定会社を自社の下請工場又は特約店、代理店とするための運動費用を第三者やその会社の従業員に支出する場合の費用も、同様に交際費として取り扱われることとされています。

この場合には、その支出が結果として取引関係を結ぶことにつながったかどうかには関係がなく、その支出が接待、供応、慰安、贈答等に使われたかどうかによって判断をしますので、結果として下請工場等になれなかったという場合であっても、その支出の相手が第三者又は相手会社の従業員であるときは、その運動費用は、交際費に該当することになります。

### ② 相手会社に対する支出

取引関係を結ぶための費用を相手方の会社に直接支出する場合の費用は、交際費にではなくてよいこととされていますので、その内容に応じた処理をすることになります。

